

長 建 協 発 第 11 号
平成 25 年 4 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 4 月 1 日に「所得税法の一部を改正する法律」が施行され、建設工事の請負に関する契約書及び不動産の譲渡に関する契約書の印紙税軽減に係る特例措置の適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されました。

また、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりましたのでお知らせ申し上げます。